

# 熱海市大規模盛土造成地変動予測調査における 第二次スクリーニング計画作成業務委託

## 特記仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条 適用

本特記仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が発注する「熱海市大規模盛土造成地変動予測調査における第二次スクリーニング計画作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

#### 第2条 業務目的

本業務は、熱海市内の宅地耐震化推進に向けて、過年度に抽出した大規模盛土造成地について、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月）や国からの通知を基に、現地踏査、大規模盛土造成地カルテの作成、第二次スクリーニングの優先度評価を行い、第二次スクリーニング計画の作成を行うことを目的に実施する。

#### 第3条 履行期間

契約締結翌日から、令和5年3月17日までとする。

#### 第4条 履行場所

本業務の履行場所は、過年度に抽出した大規模盛土造成地14箇所を対象とする。

#### 第5条 適用基準等

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に示す基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 業務委託共通仕様書 令和4年度版 静岡県
- (2) 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説  
平成27年5月 国土交通省
- (3) 宅地造成等規制法、同施行令及び同施行規則
- (4) 宅地防災マニュアル及び同解説
- (5) その他 関連法令、基準

#### 第6条 技術者の資格要件等

管理技術者及び照査技術者は次の各号に示すいずれかの資格を有する技術者とする。

- (1) 地盤品質判定士

- (2) 技術士（総合技術監理部門：建設－土質及び基礎）
- (3) 技術士（総合技術監理部門：応用理学－地質）
- (4) 技術士（建設部門：土質及び基礎）
- (5) 技術士（応用理学部門：地質）

## 第2章 業務概要

### 第7条 業務内容

本業務の業務内容は、次の各号に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

#### (1) 計画準備

熱海市における宅地耐震化推進事業を理解し、業務の円滑な実施を行うために、業務の実施計画書作成、工程計画、現地調査計画の立案を行う。

#### (2) 基礎資料の収集整理

過年度に抽出された大規模盛土造成地地区およびその周辺について、基礎資料（対象エリアの地質、盛土造成形状、造成年代、保全対象など）を収集するとともに、現地踏査、カルテ作成に必要な基礎資料を整理する。

#### (3) 現地踏査

各地区の大規模盛土造成地の現地踏査を行い、現地状況、変状・湧水等の有無、保全対象施設等について確認を行い、カルテ作成、第二次スクリーニングの優先度評価、第二次スクリーニング計画に必要な現地状況の把握を行う。

#### (4) 大規模盛土造成地カルテ作成

上記の現地調査結果及び必要な基礎データを取りまとめた『大規模盛土造成地カルテ』を作成する。作成様式については、受注者より提案し、発注者と協議の上で決定することとする。なお、当カルテは、今後の維持管理の基礎データとして利用できるものとする。

#### (5) 第二次スクリーニングの優先度評価

基礎資料整理や現地踏査の結果に基づき、第二次スクリーニングの相対的な優先度を評価する。なお、相対的な優先度を評価する際は、①盛土及び擁壁の形状と構造、②宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無、③地下水の有無、④盛土下の不安定な土層の有無、⑤造成年代や変動確率のほかに社会的要因等を考慮して検討することとする。また、必要に応じて、「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」のフローを活用して検討する。活用する場合には、スウェーデン式サウンディング試験等の簡易地盤調査や擁壁の危険度判定評価を実施して評価する。

#### (6) 第二次スクリーニング計画の作成

現地踏査および優先度評価等の結果もとに、次年度の具体的な第二次スクリーニング（地盤調査を含む詳細調査、簡易貫入試験候補地の選定等）の計画立案を

行う。なお、熱海市の宅地耐震化推進事業における大規模盛土造成地変動予測調査について、今後の事業スキームを提案すること。

(7) 報告書作成

上記までの調査解析結果について報告書を取りまとめ、具体的な第二次スクリーニングの計画立案を行う。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時（1回）、中間時（2回）、業務完了時（1回）の計4回を予定する。なお、協議段階は以下を想定する。

- ① 着手時（業務計画書の確認、提出）
- ② 調査計画立案、カルテ様式の協議
- ③ 調査・解析結果の中間報告、取りまとめ方針の確認
- ④ 完了時（報告書納品）

## 第8条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- ・報告書・・・・・・・・2部（A4版簡易製本）
- ・報告書・・・・・・・・2部（概要版 A3版またはA4版）
- ・電子媒体・・・・・・・・2部（CD-RまたはDVD）
- ・その他、委託者が必要とするもの・・・・・・・・1式

## 第9条 その他

受注者は、本仕様書に疑義等が生じたときや本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、すみやかに発注者と連絡を取り、協議の上その指示に従ってこれを処理するものとする。